

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った公開決定は、情報公開請求拒否の決定をすべきであったが、結論において妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年8月19日（受付は同日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年9月16日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を平成27年7月22日に和歌山地方法務局岩出出張所において和歌山地方法務局岩出出張所所長及び実施機関の職員二人並びに異議申立人とで行った話し合い（以下「話し合い」という。）の内容について上司に報告するため、その内容を記録して上司の供覧に供した文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、公開とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月16日（受付は同年9月17日）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

「公開した公文書の件名記録簿」殆ど開示請求の内容とは異なり開示請求者の主張のみに終始し、岩出市職員の発言を記録した書記担当者の手書き原本が含まれず、記載内容も同行し同席した請求者の発言は捏造されているので決定を取り消し、事実の発言（地籍調査の地番が誤っているので修正します）をありのまま開示せよ。

第4 異議申立ての理由

「那賀郡岩出町平成15年度、16年度、17年度にわたる地籍調査の成果に誤りがあった事による修正する」岩出市職員の発言が殆ど記載されていない書記担当者の記録がなく公文書の件名「記録簿」は捏造されている。

前回異議申立書提出の通り「記録簿不存在は嘘である。法務局岩出出張

所長及び立ち会いをした国民らが複数で確認した契約は取り消しが出来ない。

仮に審査会で不存在が「妥当」と結論されても、岩出市職員の一人が記録したことを確認しているので、メモであっても、岩出市職員の一人は書記として参加したため公文書として公式にみとめる根拠がある。

第5 実施機関の説明

- 1 本件処分を行う前に、異議申立人からの同様の公開請求について、対象となる文書が存在しないとして公開請求を拒否する旨の決定（以下「前回処分」という。）を行ったところ、異議が申し立てられていたことから、異議申立人が主張するような実施機関の職員の発言が記載されていないことを明らかにするため、本件公文書を特定した。
- 2 異議申立人が本件公文書のほかに公開を求めているメモについては、話し合いで聞き取った内容を個人的に所有するノートにメモ書きしたもの（以下「個人メモ」という。）であるから、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと考える。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件公文書を特定したことの妥当性について
 - (1) 審査会は、条例第13条に規定されているように実施機関が行う公文書の公開可否決定等に係る判断の妥当性について審査を行う機関であり、異議申立人の主張する公文書自体の真偽について判断を行うものではない。また、本件処分は全部公開とする旨の決定であることから、実施機関が本件請求に対して本件公文書を特定したことの妥当性について検討する。
 - (2) 異議申立人は、本件公文書について異議申立人が主張するような内容の記録がされていないとして異議を申し立てていることから、本件請求は、前回処分に係る公開請求と同じであると認めるのが相当である。
 - (3) 前回処分に係る異議申立てについては、審査会において「実施機関が行った処分は妥当である」との判断をしているところ、本件請求についても前回処分と同様に情報公開請求拒否の決定を行うべきであったと判断する。
 - (4) しかしながら、異議申立人が主張するような実施機関の職員の発言が記載されていないことを明らかにするために本件公文書を特定したとする実施機関の説明に不合理なことはなく、また、すでに本件処分をしてい

る現状においては、情報公開請求拒否の決定を行うべきであるとの答申をすることは適当でない。

2 個人メモについて

- (1) 個人メモが条例第2条第2項に規定する公文書に該当するか否かについて検討する。
- (2) 個人メモについて確認したところ、実施機関の説明のとおり、実施機関の職員の一人が話し合いにおいて聞き取った内容を個人的に所有するノートにメモ書きしたものであり、自らの記憶を定かにするため備忘録的に記載したものであると認められる。
- (3) 条例第2条第2項では、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を終了し、当該実施機関が管理しているものをいう。」としている。
- (3) 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」に該当するかどうかについて検討すると、話し合いはその法的性格はともかくとして、少なくとも私的なものではなく、職務として出席したものであり、個人メモは、その職務の遂行に伴って作成されたものであると認められることから、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」に該当すると認めるのが相当である。
- (4) 「決裁、供覧その他これらに準ずる手続を終了し、実施機関が管理しているもの」に該当するかどうかについて検討すると、個人メモには上司の押印もなく、また、押印を求めるための押印欄もないことから、「決裁」又は「供覧」の手続がとられていないことは明らかであり、また、個人的に所有、保管するノートであって本件公文書と一体として管理、利用されているものでもないことから、「決裁、供覧その他これらに準ずる手続を終了し、実施機関が管理しているもの」に該当しないと認めるのが相当である。
- (5) よって、個人メモは条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないとするのが相当である。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地籍調査事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、

異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H27・11・30	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H27・12・1	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H27・12・16	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H27・12・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・1・4	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・1・6	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・1・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

口約束も契約行為である。

口約束は、法務局岩出出張所内で合わせて四名で行われ、出張所長との間で契約行為があった。

岩出市土木課地籍調査室、担当の二名及び国民の異議申立人が立ち会って為されたものである。

しかも、法務局登記官は「國」であり、國に対して地籍調査の成果に誤り（地番の移動があった）を認め担当の一人が全てを記録し、記載したことを確認している。また、書記の担当の一人に対し記録確認を伝え、この文書の開示請求もしている。

従って、口約束であるからと言っても一概に反故に出来るものではない。

国民が立ち会って「地番の移動を認めたことと修正を約束したこと」を反故にすることは出来ない。

法務局岩出出張所長は登記官であり、國としての立場であるから「地番の移動は出来ない」事を聞いていないと言うことも出来ない。

上記「書記の担当の一人に対し記録確認を伝え、この文書の開示請求もしている。」と「地番の移動を認めたこと」と「修正を約束したこと」が記載された書記の担当の一人記録文書の開示」